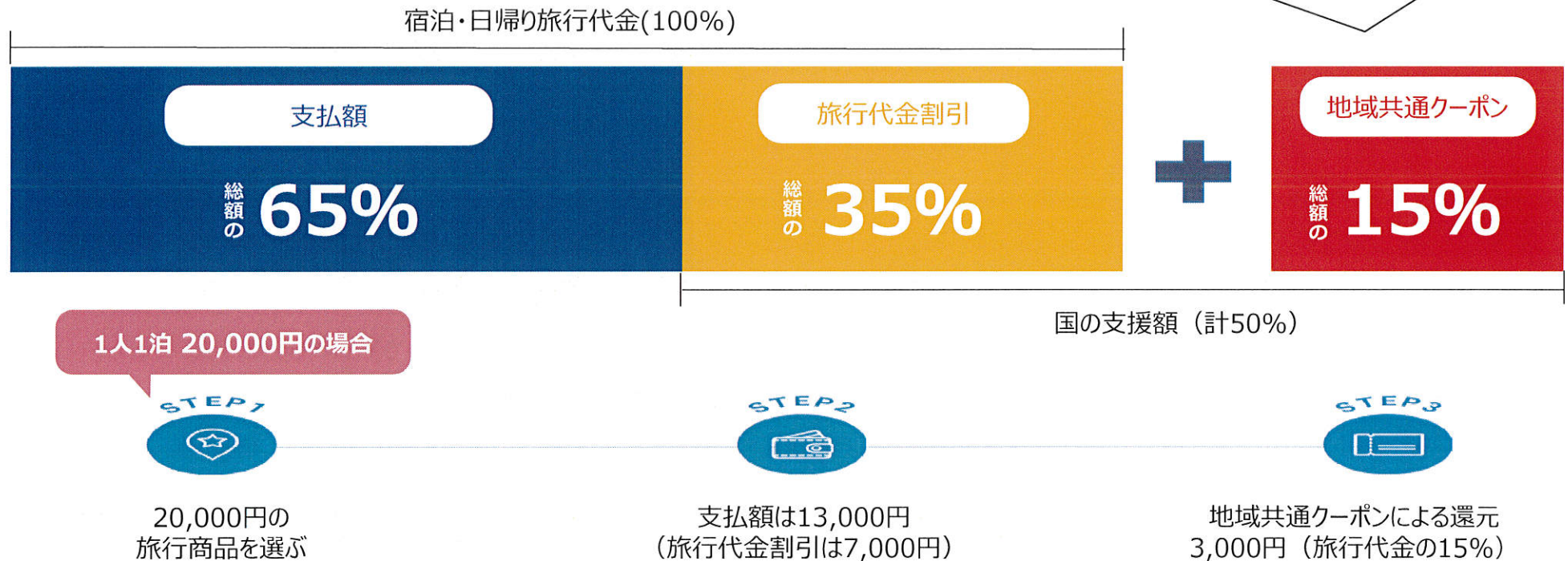


Go To トラベル事業 (地域共通クーポン関係)

Go To トラベル事業の概要

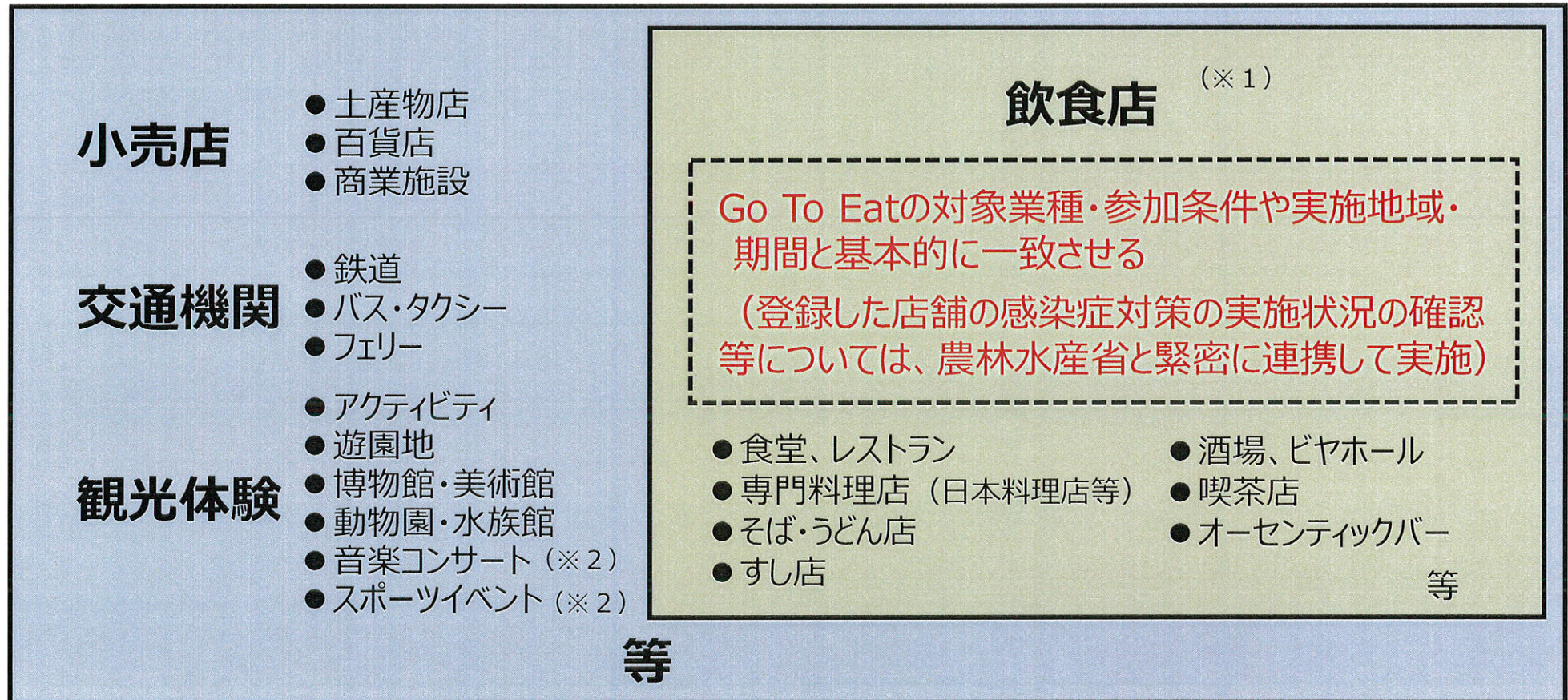
- **国内旅行**を対象に宿泊・日帰り旅行代金の**35%**を割引（7月22日から開始）
- 加えて、宿泊・日帰り旅行代金の**15%**相当分の**旅行先**で使える**地域共通クーポン**を付与
- 国の支援額（旅行代金割引＋地域共通クーポン）は、1人1泊あたり**2万円が上限**（日帰り旅行は、**1万円が上限**）
- **連泊制限**や利用回数の**制限なし**

- ・旅行先の**都道府県＋隣接都道府県**の土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関などにおいて、**旅行期間中**に限って使用可能
- ・1枚1,000円単位で発行する紙クーポン（商品券）と電子クーポン



地域共通クーポンの利用可能店舗（案）

【基本的な考え方】



- ※1 接待飲食等営業（キャバレー等）、特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ等）については対象外。
- ※2 国の事務連絡（現時点では、音楽コンサート、スポーツイベント等については、5,000人又は収容定員の50%（小さい方）が限度。全国的・広域的なお祭り・野外フェス等は中止を含めて慎重に検討。）に基づき各自治体で設定する基準を満たすものを対象。
- ※3 カラオケ、ライブハウスについては対象外。
- ※4 性風俗関連特殊営業、遊技場営業については対象外。

取扱店舗の感染症拡大予防策に係る参加条件（案）

① 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること

- 登録時に、「Go To トラベル事業参加同意書」において、遵守するガイドラインを記入
- 配布するポスターに、遵守するガイドライン・責任者名を記入し、店頭など旅行者から見えやすい場所に掲示（又はホームページで公表）
 - ポスターを掲示した箇所を撮影し、写真を事務局に提出（ホームページのURLを報告）



② 行政からの要請（特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと

③ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合には、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと

④ 感染症等の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と観光庁が実施する感染症対策等の措置に協力すること

※ 飲食店に関しては、「Go To Eatに参加する飲食店が守るべき感染症対策」を求める

実施されていない場合には、**登録を取消し**